

## 建設工事における技術者等の適正配置について

建設業者は建設工事を施工するときは、建設業法に基づき当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐（以下、「監理技術者等」という。））を置かなければならないこととされています。

一方、建設業者は営業所には、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うため、条件を満たす役員等を配置するとともに、営業所ごとに条件を満たす技術者を配置する必要があります。

配置に際しては、さまざまな条件により専任などが必要とされている一方、特例として兼務が認められる場合があるなど複雑になっています。このため、技術者等の適正配置を目的として、兼務等について下記の通り定めるものです。

### 記

#### I. 現場代理人を兼務できる工事

・原則、牛久市建設工事約款第9(10)条のとおりとします。

- (1) 牛久市発注の予定価格4,000万円未満（税込）の工事を2件まで兼務できることとします。
- (2) 牛久市発注の予定価格4,000万円未満（税込）の工事1件と、工事現場が牛久市内となる国や県及び一部事務組合等が発注する工事1件について、当該発注者が認める場合は兼務ができることとします。（事前に両発注者に確認願います。）

#### 1. 兼務の条件

- (1) 兼務するそれぞれの現場に連絡員をおき、現場代理人が現場を離れる場合は、連絡員が現場に常駐すること。ただし連絡員は受注者と直接雇用関係にあるものとします。
- (2) 現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。
- (3) 前年度の牛久市建設工事成績評定の平均点が標準点数以上であること。

#### 2. 兼務の承認手続き

・兼務を希望する場合は、「現場代理人兼務届」（様式1）に必要事項を記入し、兼務する工事の工程表・位置図を添付し、契約後7日以内に双方の事業主管課（所）長に提出すること。

### 3. 注意事項

・ 以下の場合、兼務の承認を取り消します。

- (1) 現場代理人兼務届に虚偽記載があった場合。
- (2) 兼務にかかわる現場において安全管理不備による事故の発生及び現場体制上の不備が発生した場合。
- (3) 事業主管課（所）長が現場体制上不都合と判断した場合。
- (4) 現場代理人と主任技術者を兼務していて、1件の契約額が変更により4,000万円を超えた場合。（建設業法第26条第3項の規定による。）

※ (1)・(2) で兼務取消処分の対象となった場合、以降の工事における代理人兼務が認められない場合があります。

### 4. 常勤役員等（補佐するものを含む。）との兼務

- (1) 予定価格が4,000万円（税込）未満の工事2件まで兼務することができます。

### 5. 営業所の専任技術者との兼務

- (1) 予定価格が4,000万円（税込）未満の工事2件まで兼務することができます。

## II. 主任技術者の兼務について

公共性のある工作物に関する重要な建設工事（個人住宅を除く、ほとんどの工事が対象）で、専任を要する工事については、以下の条件のすべてに該当する場合に2件までの兼務を認めます。また、専任を要しない工事については(1)及び(2)に該当する場合に2件を超える兼務を認めます。

- (1) 兼務する工事の施工箇所がいずれも牛久市内である場合
- (2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者もしくは特定JVの主任技術者でない場合
- (3) 建設業法に規定する常勤役員及び営業所の専任技術者でない場合
- (4) 兼務する工事又は他の工事における現場代理人でない場合

※なお、いずれの場合も当該発注機関の承認が必要となります。

※専任を要する工事とは、工事1件の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事をいう。（建設業法第26条第3項）

### 1. 常勤役員等（補佐するものを含む。）との兼務

- (1) 専任を要しない工事については配置（兼務）することができますが、専任を要する工事現場への配置（兼務）はできません。

### 2. 営業所の専任技術者との兼務

- (1) 専任を要する工事現場への配置（兼務）はできません。ただし、専任を要しな

い工事については、特例として当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあるものについては、当該工事の専任を要しない主任技術者となることができます。

### Ⅲ. 監理技術者の兼務について

令和3年度から新たな技術検定試験制度が始まり、一級施工管理技士補の資格が創設されました。この一級施工管理技士補を監理技術補佐として専任で配置した場合は、監理技術者（＝特例監理技術者）が2件までの工事を兼務することができるものとします。

#### 1. 対象工事

- (1) 施工箇所が牛久市内である工事。
- (2) 予定金額が1億5千万円未満の工事、又は牛久市の入札公告で兼務を認めている工事。
- (3) 維持工事<sup>※1</sup>同士でないこと。

※1 24時間体制の応急処理工又は緊急巡回が必要な工事その他通年での社会機能の維持に不可欠な工事

#### 2. 特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件（以下の全てを満たすこと。）

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補<sup>※2</sup>（主任技術者の資格が必要）又は監理技術者の資格者であること。  
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。（例えば、電気工事の主任技術者の資格のみを有する者が、土木一式工事の監理技術者補佐になることはできない。）
- (3) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、その技術検定種目が特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (4) 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、3か月以上の雇用関係があること。
- (5) 特例監理技術者は、主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程への立ち合い等を適正に遂行すること。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で、常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐の担当業務等を明らかにすること。

※2 令和3年度から施工された新たな技術検定試験で創設された資格。一次検定のみ合格者に付与。

#### 3. 常勤役員等（補佐するものを含む。）との兼務

- (1) 監理技術者を配置する工事は原則、専任を要するため配置は認めません。

#### 4. 営業所の専任技術者とのとの兼務

(1) 監理技術者を配置する工事は原則、専任を要するため配置は認めません。

#### ◎. 適用

令和5年4月1日以降に起工決議する工事に適用する。なお、既に入札公告や契約が済んでいる工事についても、発注者との協議により、この取扱いが適用できるものとする。